

箕面市見守りおむつ定期便事業利用申請書

年 月 日

（宛先）箕面市教育委員会教育長

箕面市見守りおむつ定期便事業実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。
申請に当たり、裏面の同意・確認事項を全て確認した上で、了承します。

1. 申請者（保護者）の情報

フリガナ			生年月日	年 月 日
氏 名			続柄	父・母・その他（ ）
住 所	〒 ー (住民票に記載されている住所)			
電話番号①	ー ー		①申請者の携帯番号又は自宅の番号	
電話番号②	ー ー		②別の保護者の携帯番号又は自宅の番号	
フリガナ	アットマーク			
メール アドレス	@			
※委託先からメールで配達日時の連絡がありますので、必ずご記入ください。 ※フリガナは、1 7 i l _ - 6 0 など読み間違える可能性がある文字にご記入ください。				

2. 申請の内容

フリガナ			生年月日	年 月 日
子どもの氏名			性別	男 ・ 女
配達先	〒 ー (上記の住所と異なる場合のみ記載。箕面市内に限ります。) 箕面市			
里帰り中 の場合のみ	☐ 里帰り中 (予定： 月まで)		申請の前月までに 市外から転入した場合のみ	月転入
【1 回目】 希望商品の番号	「おむつ定期便商品カタログ」から 2 点選択（同じ商品を 2 点でも可）			
	1 点目	番	2 点目	番

※ 2 回目以降の支給品を変更したい場合は、1 回目の支援実施後、委託先へお申し出ください。

裏面へ続く

【市記載欄】 承認 （ 配送開始月： ） ・ 却下

同意・確認事項

本事業の利用決定には、全てに同意いただくことが条件となりますので、申請があったものについては、全ての内容をご確認いただき、了承されたものとみなします。

- 申請者及び対象となる乳児は、以下の全てに該当します。
 - ・ 1歳の誕生日までの乳児であること
 - ※申請できるのは、生後9か月目までです。
 - ※ただし、生後9か月目に転入した場合は、転入翌月も申請可能です。
 - ・ 箕面市の住民基本台帳に記録されていること
 - ・ 申請者と乳児が同一世帯に属していること
 - ・ 申請者が乳児を養育していること
 - ・ 本市に住居があり、かつ、おむつ等の支給品を受け取り可能であること
- 箕面市が委託する事業者による「見守り活動」を受けることに同意します。
※見守り活動とは、おむつ等の支給品お届け時に、乳児及び保護者の様子や、子育てに関するお困りごとの聞き取りなどを行うものです。
- 見守りを目的とする本事業の趣旨を理解し、里帰り等のやむを得ない場合を除き、おむつ等の支給品を対面で受け取ることに同意します。
※支給品のお届け先は、箕面市内の住居に限ります。
- 申請者の世帯の住民基本台帳等に係る事項について、公簿等により確認することに同意します。
- 申請内容について、見守り活動及び支給品の配送に使用するため箕面市が委託する事業者へ渡すことに同意します。
※事業者へ渡す情報は、当該業務にのみ使用するものです。
- 見守り活動の情報について、必要に応じて市の子育て担当部署内で共有することに同意します。
- 本事業に係るアンケート等の実施に協力することに同意します。
- 見守り活動（支給品のお届け）は、1歳になる誕生日までで、最大10回です。
- 見守り活動の開始（支給品のお届け開始）は、出生月又は転入月の3カ月後です。
申請は、出生届又は転入届を提出した日から原則10日以内に提出してください。
締切日を過ぎ、出生月又は転入月の翌月末を越えて申請を受理した場合は、申請月の3カ月後からの開始となり、お届けする回数が減ってしまいます。
（例）7月生まれ（転入）の場合
8月中に申請受理した方：10月から開始（最大10回）
9月に申請受理した方：11月以降に開始（最大9回）
- 支給品のお届け日時指定は、原則できません。また、当月分の支給品の受け取りができなかった場合、翌月に繰り越すことはできません。
- 対面でお渡しできない月が続く場合には、支給を取りやめることがあります。